

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(平成29年分)

(単位:円)

業 種 目			B 〔配当〕 〔金額〕	C 〔利益〕 〔金額〕	D 〔簿価〕 〔純資産価額〕	A (株価)			
大 分 類	中 分 類	番号				内 容	平 成 28 年 平 均	28 年 11 月 分	28 年 12 月 分
<b>(製造業)</b>									
	はん用機械器具製造業	34	はん用的に各種機械に組み込まれ、あるいは取付けをすることで用いられる機械器具の製造を行うもの。例えば、ボイラ・原動機、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置の製造など	4.2	27	242	288	300	312
	生産用機械器具製造業	35		3.3	24	192	204	232	246
	金属加工機械製造業	36	金属工作機械、金属加工機械、金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品（金型を除く）及び機械工具（粉末や金業を除く）の製造を行うもの	3.1	23	189	165	177	195
	その他の生産用機械器具製造業	37	生産用機械器具製造業のうち、36に該当するもの以外のもの	3.4	25	193	217	250	263
	業務用機械器具製造業	38	業務用及びサービスの生産に供される機械器具の製造を行うもの	6.0	32	261	379	388	401
	電子部品・デバイス・電子回路製造業	39		3.3	19	185	211	230	248
	電子部品製造業	40	抵抗器、コンデンサ、変成器及び複合部品の製造、音響部品、磁気ヘッド及び小形モータの製造並びにコネクタ、スイッチ及びリレーの製造を行うもの	2.7	16	174	145	161	174
	電子回路製造業	41	電子回路基板及び電子回路実装基板の製造を行うもの	2.0	13	138	97	105	113
	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	42	電子部品・デバイス・電子回路製造業のうち、40及び41に該当するもの以外のもの	4.1	23	207	293	318	343

(注) 「A (株価)」は、業種目ごとに平成29年分の標本会社の株価を基に計算しているため、標本会社が平成28年分のものとは異なる業種目については、平成28年11月分及び12月分の金額は、平成28年分の評価に適用する平成28年11月分及び12月分とは異なることに留意してください。また、平成28年平均及び課税時期の属する月以前2年間の平均株価についても、平成29年分の標本会社を基に計算しています。

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(平成29年分)

(単位:円)

業 種 目		A (株価) 【上段：各月の株価、下段：課税時期の属する月以前2年間の平均株価】														
大 分 類	中 分 類	小 分 類	番 号	平 成	2 月 分	3 月 分	4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	10 月 分	11 月 分	12 月 分	
				29												
				年												
<b>(製 造 業)</b>																
	はん用機械器具製造業		34	331 293	348 295											
	生産用機械器具製造業		35	262 210	276 213											
	金属加工機械製造業		36	206 182	208 183											
	その他の生産用機械器具製造業		37	281 219	299 222											
	業務用機械器具製造業		38	414 397	413 398											
	電子部品・デバイス・電子回路製造業		39	258 234	269 235											
	電子部品製造業		40	175 168	181 168											
	電子回路製造業		41	114 116	121 115											
	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業		42	361 318	376 320											